（国土交通省組織令の一部改正）

3　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百四十九条中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）に基づき海上保安庁に属させられた事務に関すること。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十号

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行期日は、平成二十五年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十一号

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第四項及び第四条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第八条）
第二章　経過措置（第九条―第十六条）
附則

第一章　関係政令の整備

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第百五号を次のように改める。

百五　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「旧独立行政法人平和祈念事業特別基金」という。）（平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金を含む。）

第九条の四に次の一号を加える。

九十六　旧独立行政法人平和祈念事業特別基金

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）第十四条」を削る。

第三条第一項第五号中「、独立行政法人平和祈念事業特別基金」を削る。

第九条第二項中「、独立行政法人平和祈念事業特別基金」を削り、同条第四項中「日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金」を「日本中央競馬会」に改め、「独立行政法人平和祈念事業特別基金又は」を削る。

第十六条第一項中「、独立行政法人平和祈念事業特別基金」を削り、同条第二項中「日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金」を「日本中央競馬会」に改め、「独立行政法人平和祈念事業特別基金又は」を削る。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第七十六号中「独立行政法人平和祈念事業特別基金」を「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人平和祈念事業特別基金」に改め、同条第二項第四十七号を次のように改める。

四十七　独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人平和祈念事業特別基金

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「、独立行政法人平和祈念事業特別基金」を削る。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号

二　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十三条第六項第五号

三　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）第二条第一号

四　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第一号

五　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

六　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第五条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表独立行政法人平和祈念事業特別基金の項を削る。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第六条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一号中チを削り、リをチとする。

附則第六条の次に次の一条を加える。

（国債整理基金特別会計の国債の定義の特例）

第六条の二　法第三十八条第二項に規定する政令で定めるものは、第四十条各号に掲げるもののほか、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）第一条の規定による廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）第二十四条第二項に基づき発行した国債とする。

（総務省組織令の一部改正）

第七条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第三十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十二条中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十四号までを二号ずつ繰り上げる。

第二十五条第六号中「平和祈念事業特別基金分科会」を削る。

附則第七条に次の一項を加える。

2　大臣官房総務課は、第二十二条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会の庶務に関する事務をつかさどる。この場合において、第二十五条第六号中「情報通信・宇宙開発分科会」とあるのは、「平和祈念事業特別基金分科会、情報通信・宇宙開発分科会」とする。